

(耐震化等整備を行う場合)

令和8年(2026年)度社会福祉施設等施設整備費 障がい者福祉施設整備に係る整備計画協議用基準単価(一般会計分)・(案)

* 本資料は現時点の国単価表(令和7年度)に基づき作成しており、令和8年度単価で改正される可能性があるため留意願います。

(単位:円)

事業(施設)の種類		利用定員	区分	特別豪雪地域	特別豪雪地域以外	
生活介護	本体(日中活動部分)	～ 40	1人当たり	4,542,500	4,327,500	
自立訓練		41 ～ 60	1人当たり	5,050,000	4,810,000	
就労移行支援		61 ～ 80	1人当たり	5,321,250	5,068,750	
就労継続支援		81 ～ 100	1人当たり	5,486,000	5,225,000	
		101 ～ 120	1人当たり	5,585,000	5,319,166	
		121 ～	1施設当たり	792,700,000	755,000,000	
		施設入所支援整備加算	～ 40	1人当たり	3,665,000	3,490,000
			41 ～ 60	1人当たり	4,081,666	3,888,333
			61 ～ 80	1人当たり	4,308,750	4,105,000
			81 ～ 100	1人当たり	4,431,000	4,221,000
			101 ～ 120	1人当たり	4,529,166	4,313,333
			121 ～	1施設当たり	641,600,000	611,100,000
	就労・訓練事業等整備加算		1施設当たり	69,400,000	66,100,000	
	短期入所整備加算		1施設当たり	15,500,000	14,800,000	
	発達障害者支援センター整備加算		1施設当たり	21,600,000	20,600,000	
解体撤去工事費			1施設当たり	20,500,000	19,500,000	
仮施設整備費			1施設当たり	37,600,000	35,900,000	

○ 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

○ 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

○ 障害者支援施設又は障害児入所施設の改築として行う場合に限る。